

令和3年11月5日

魚沼市議会議長 関 矢 孝 夫 様

議会運営委員会

委員長 富 永 三 千 敏

議会運営委員会調査報告書

本委員会は、所管事務について下記のとおり調査したので、魚沼市議会会議規則第110条の規定により報告します。

記

- 1 調査事件名 (1) 令和3年第4回魚沼市議会定例会について  
(2) その他
  
- 2 調査の経過 11月5日、委員会を開催し、上記案件について協議した。  
第4回定例会の日程について、招集期日は市長提案のとおり12月2日とし、会期は12月23日までの22日間とした。  
審議予定については、別紙「令和3年第4回魚沼市議会定例会会期及び審議の予定表」のとおりとした。  
一般質問の取扱いについては、議員1人当たりの質問時間を質問及び答弁を合わせて原則50分以内とし、その他は別紙「令和3年第4回(12月)定例会一般質問の取扱いについて」のとおりとした。また、通告期限は12月1日(水)正午とした。  
今後、魚沼市議会会議規則について、一般質問の時間を原則50分とする一部改正を行うこととした。

## 議会運営委員会会議録

### 1 調査事件

#### (1) 令和3年第4回魚沼市議会定例会について

#### (2) その他

2 日 時 令和3年11月5日 午前10時

3 場 所 本庁舎3階 委員会室

4 出席委員 大桃俊彦、大平恭児、富永三千敏、志田 貢、渡辺一美、佐藤 肇、  
森島守人  
(関矢孝夫議長)

5 欠席委員 なし

6 説明員 内田市長、桑原総務政策部長

7 書 記 佐藤議会事務局長、和田議会事務局次長

### 8 経 過

開 会 (10:00)

富永委員長 定足数に達していますので、ただいまから議会運営委員会を開会いたします。  
これより議事に入ります。

#### (1) 令和3年第4回魚沼市議会定例会について

富永委員長 日程第1、令和3年第4回魚沼市議会定例会についてを議題といたします。(1)  
招集期日について執行部から説明を求めます。

内田市長 12月2日の招集でお願いしたいと思います。

富永委員長 ただいま説明のあった招集期日について、ご異議ございませんか。(異議なし)  
異議なしと認めます。したがって、招集期日については、市長の説明のとおり12月2日と  
決定いたしました。

次に、(2)会期及び会議予定について、事務局長に説明させます。

佐藤議会事務局長 (資料「令和3年第4回魚沼市議会定例会会期及び審議の予定表(案)」  
により説明)

富永委員長 ただいまの説明について、質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。  
(なし) 質疑なしと認めます。お諮りいたします。会期については、12月2日から12月

23日までの22日間とし、会議予定は、令和3年第4回魚沼市議会定例会会期及び審議予定表（案）のとおりとすることをご異議ありませんか。（異議なし）異議なしと認めます。したがって、会期は12月2日から12月23日までの22日間とし、会議予定は別紙、令和3年第4回魚沼市議会定例会会期及び審議予定表（案）のとおりとすることに決定いたしました。

次に、（3）一般質問について、事務局長に説明をさせます。

佐藤議会事務局長 （資料「令和3年第4回（12月）定例会一般質問の取扱いについて（案）」により説明）

富永委員長 ただいまの説明について、質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。（なし）質疑なしと認めます。なければ、一般質問の制限時間について協議します。制限時間を設けるのか、申合せ事項を改正するのか協議をします。

渡辺委員 これまで申合せの中に時間がなかったものですから、できれば入れていただいて、パンデミックですとか、あるいは何か、緊急に時間制限を設けなければいけないような事態が生じた時には、ここにありますように議会運営委員会において協議するというので、私はこの改正案のままでよいと思います。

大平委員 時間を設けるのは構わないと思うのですが、これまでも申し上げてきましたけれど、50分という案がありますが、私はその意味がいまいよくわかりません。はっきり言って、予算、決算特別委員会では結構無制限に近いようにやっている中で、時間を制限するという意味がよくわからない、10分削るという意味が。今までどおり60分をめぐりということと考えていただければと思いますが、先ほど、50分超えても議長において柔軟に取り扱うという話がありましたが、できれば元に戻していただきたいなと思います。50分で今まで区切っていなかったもので、区切るということについては、時間についてはあれなんですけれど、50分というのがどうかなというのが私個人的には思います。あとは皆さんで決めていただくことになりますが、個人的な意見は申し上げたとおりです。

富永委員長 ここでしばらくの間休憩します。

休 憩（10：07）

休憩中に懇談的に意見交換

再 開（10：08）

富永委員長 休憩を解き会議を再開します。

森島委員 私はこの改正案どおりでよろしいと思います。この50分というのは会派代表者会議においても、私は意見を述べさせていただいておりますので、その中で結論的にはこの50分、そして必要な場合はあらかじめ議会運営委員会において協議するというので、渡辺委員が言われたようにそのまま私はいいいのではないかと思います。

大桃委員 私も改正案のとおりでいいと思っています。会派のほうでは最初に40分ということでありましたが、その場合は議長の采配でもって、40分が多少食い込んだということも可能ということであったので、40分にしましたが、それがあえて50分であってもそれは

構わないということで、案のとおりでいいかなと思います。

志田議員　私も改正案の内容でいいと思います。詳しい内容については皆さんがお話したとおりですので、改正案で賛成です。

渡辺委員　ここに原則として時間は50分とするといつて、議長の采配である程度認められるということなので、このまま、これは申合せですけれど、50分、この案でやってみて、それを超えるようなことが度々あるようであればまたその時協議するというので、これで私はいいのではないかと考えております。

富永委員長　では、今の件につきまして、採決をさせていただきます。この改正案のとおり、申合せに明記をしながら、時間を50分とするということにしたいと思いますがいかがでしょうか。（異議なし）異議なしと認めます。よって、そのように決定しました。なお、一般質問の締め切り期限は12月1日水曜日の正午となっています。

渡辺委員　取扱いについて（案）ですが、波線の部分はどのように変更になるのでしょうか。質問時間制限ではないと思うのですが。質問時間は、となるのではないのでしょうか。また、質問方法についても、現在の状況と違っているようですが、整合性を図っていただけたらと思います。

佐藤議会事務局長　今ご指摘のとおり、質問時間は答弁時間を含め原則50分以内とする、ということで修正させていただきます。4の質問方法ですが、1回目は、から2回目以降までを削って、質問は、一括質問一括答弁方式又は一問一答方式にかかわらず質問者席にて行う。ということで修正させていただきます。

富永委員長　今の修正でよろしいでしょうか。（異議なし）異議なしと認めます。それでは令和3年第4回（12月）定例会一般質問の取扱いについてはそのように決定しました。

この後の日程については、議会内部の調整等になりますので、執行部の報告、協議事項等があればそれを先に行い、なければ、これで執行部からは退席を願うこととしたいと思います。ご異議ありませんか。（異議なし）異議なしと認めます。それでは、執行部から協議、報告事項はございませんか。

内田市長　ありません。

富永委員長　委員の皆さんから執行部に対し質疑等ございませんか。（なし）ないので、これで執行部からは退席していただきたいと思います。（執行部退席）

## （2）その他

富永委員長　日程第2、その他についてを議題とします。皆さんから協議事項はございませんか。（なし）ないので、事務局からございませんか。

佐藤議会事務局長　日程表のところにも書かせていただきましたが、新潟県立小出特別支援学校の生徒によるコーヒーのサービスについて、例年行っておりますが今年も12月8日の一般質問の初日に行いたいと考えております。やり方については昨年度と同様に議会会議室等を使って、物販とコーヒーの無料サービスをお昼休みに行き、1階のほうでも物販を行って、より多くの市民の方、職員から買っていただきたいと現在、学校や福祉支援課と調整を行っております。議会の皆さん方からも多くの利用をお願いします。

富永委員長　ただいまの説明について、質疑はありますか。（なし）ないので、みなさんのほうからもご協力をお願いします。ほかにありませんか。

ここでしばらく休憩とします。

休 憩 (10 : 17)

休憩中に懇談的に意見交換

再 開 (10 : 23)

富永委員長 休憩を解き会議を再開します。そのほかに何かございませんか。(なし) ないようでしたら、本日の会議は終了いたします。本日の会議録については委員長に一任願います。本日の議会運営委員会はこれで閉会といたします。

閉 会 (10 : 24)